

令和8年度 にいがたagribase(アグリベース)事業

新潟市が農業（agriculture）を始める拠点（base）として選ばれることを目指して、以下の支援を行います！

にいがたagribase(アグリベース)事業

人材育成・環境整備支援				体験研修支援	初期投資支援		親元等就農支援	9 New
1 新規就業者 受付終了	2 農業研修	3 働く環境 見える化	4 働く職場 環境整備	5 就農実習 宿泊費	6 既存施設 活用	7 農地経営 安定	8 親元等就農	企業参入 促進支援

1 新規就業者雇用研修支援

For 雇用主

雇用主に対し、新規就業者のスキル向上と研修環境整備を行う経費（本事業対象者給料。時間外手当、各種手当、賞与は含まない）を助成します

■対象者

- ・市
- ・期
- ・親
- ・年

令和8年度要望受付は
終了しました

こと

■対象期間 最長18か月（障がい者雇用の場合24か月）

■補助額

雇用枠	就業年数	1年目	2年目	助成期間（最長）
一般給与		4/10以内	1/4以内	18か月
障がい者給与		3/4以内	1/2以内	24か月
上限		8万円/月	4万円/月	

3 働く環境見える化支援

For 雇用主

就労環境改善のために導入する人事労務管理制度や農作業マニュアル等について、専門家から支援を受けた経費を助成します（現地派遣等により発生する旅費、交通費も対象）

■対象者

- ・従業員を雇用する個人、法人
- ・離職率低下の目標を立て、目標達成に向けて事業を実施すること

■対象期間 1年

■補助額 対象経費の1/3以内（上限補助額：10万円/年・経営体）

4 働く職場環境整備支援

For 雇用主

従業員用設備（トイレ、シャワー室、更衣室、休憩室）の整備をするための工事又は取得に要する経費を支援します

■対象者

- ・農地所有適格法人等、農業生産を営む経営体

■補助額 対象経費の1/3以内（上限額：50万円/年・経営体）

5 就農実習宿泊費支援

For 就農希望者

本市を就農先として選ぶきっかけとなるよう、市内で宿泊を伴う就農体験実習をする場合に宿泊費を助成します

■対象者

- ・本市で新規就農（就業）を目指す、市外に住所を有する方
- ・事業実施年度の4月1日時点で18歳以上62歳以下であること
- ・1回あたり3日以上研修であること
- ・研修先の農業法人等から給与等の支払いを受けていないこと

■対象期間 1年

■補助額 5,500円/1泊上限（30泊分まで）

2 農業研修支援 ※ 詳しくは新潟市アグリパークへ

For 就農希望者

園芸作物（野菜・果樹）の栽培に必要な基本知識・技術を習得する研修や、新規就農者向けの座学講座・シンポジウムを開催します

■対象者

- ・市内で新規就農（就業）を希望している方
- ・市内で就農又は就業する意思がある方
- ・新規作目導入に向け研修を希望する市内の既存農家

※面談を行い、状況に応じた内容を案内しています

■対象期間 1年～（受講者要望に合わせ頻度、期間を設定）

■補助額 研修費無料 ※資材費等実費は受講者負担（5千円程度）

令和8年度 にいがたagribase(アグリベース)事業

新潟市が農業（agriculture）を始める拠点（base）として選ばれることを目指して、以下の支援を行います！

6 既存施設活用支援

For 新規就農者

新規就農者が既存施設・設備を活用する場合に、修繕等に係る以下の経費を助成します

パイプ・鉄骨ハウスの修繕・補修・張替、果樹棚の修繕・補修、防獣・防風ネットの張替、畔抜きによる区画拡大、その他生産性向上を図るために必要な修繕等に係る経費

■対象者

- ・市内の農業経営主で認定新規就農者又は認定農業者
- ・所有者と5年以上の賃貸借契約または売買契約を締結すること
- ・補助対象者本人が本人名義で修繕等を行い、利用すること
- ・当該修繕等について、他の事業の助成を受けていないこと

■対象期間 経営開始後3年間（ただしR6.4.1以降経営開始の方に限る）

■補助額 対象経費の2/3以内（上限補助額：200万円／年）
（対象経費：10万円以上300万円以下）

7 農地経営安定支援

For 新規就農者

新規就農者が他者から借り受けた農地の賃借料及び補助対象者名義の土地改良費を助成します

■対象者

- ・市内の農業経営主で認定新規就農者又は認定農業者
- ・農地の賃借料の場合、対象農地は所有者と5年以上の賃貸借契約を締結していること

※国、県等の同様の補助金等を受けている場合も、特段の定めがなければ併用可能とし、自己負担額分を上限額の範囲内で助成します

■対象期間 経営開始後3年間（ただしR6.4.1以降経営開始の方に限る）

■補助額 対象経費の2/3以内（上限補助額：30万円／年）

8 親元等就農支援

For 親元就農者

For 第三者継承者

親元就農後の収入低下や経営継承時に伴う出費など経済的な不安を解消するための資金を交付します

■対象者

①親元就農者：三親等以内の親族が経営する個人経営体に就農した方

②第三者継承：個人経営体を経営移譲された方（①以外）

※いずれも法人（一戸一法人含む）は対象外

- ・就農時の年齢が62歳以下
- ・年間農業従事日数が225日（1,800時間）以上
- ・申請時、前年の本人及び配偶者の合計所得が600万円以下
- ・経営継承後、認定新規就農者又は認定農業者になることが確実（既に認められている場合を含む）
- ・①の場合、経営主が65歳に達するまでに経営移譲を行うこと（就農時に経営主が60歳に達している場合は就農日から5年以内）
- ・①の場合、事業計画の申請時に農業経営主と家族経営協定を締結していること

※この他に経営主側の要件もあります。

■対象期間 就農日または継承日から1年以内

■補助額 100万円／経営体

9 企業参入促進支援 **New**

For 企業

新たに農業に参入する企業等に対し以下の3つの支援を行います

（1）既存施設活用支援 （2）農地賃借料支援

■対象者

- ・市内において新たに農業に参入する企業等で認定農業者
- ・農地所有適格法人または農地を借りて農業を行う会社等であること

■対象期間 農業参入後3年間

■対象経費 **6 7**と同じ

■補助額 対象経費の1/2以内（上限補助額：**6 7**と同じ）

（3）企業研修支援

市内において新たに農業に参入する、もしくは参入後概ね3年以内の企業等の農業担当者に対し、**2**の研修支援を実施します。

